

徳島県企業局訓令第五号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は総務事務システム」を削る。

第十五条第一項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第二項を削る。

様式第十一号の四を次のように改める。

様式第 11 号の 4 別添

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。